

大館市複式学級A I アプリ導入事業

プロポーザル実施要領

大館市教育委員会学校教育課

大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル実施要領

1 目的

大館市（以下「市」という。）において、現在、複数の学校において複式学級による授業が行われている。また、人口減少を背景に、今後も複式学級の発生は避けられない状況である。こうした状況から、複式学級が抱える課題である間接指導時（担任が直接指導についていない時間）における系統的な指導の難しさを解決するため、A I アプリを活用し、授業の充実を図ることを目的に、A I アプリの作成、導入を行うものである。

この要領は、「大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の概要

（1）事業名

大館市複式学級A I アプリ導入事業

（2）業務内容

「大館市複式学級A I アプリ導入事業 プロポーザル仕様書」による

（3）業務期間

契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

（4）提案上限額 19,382 千円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

この金額は予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

3 プロポーザルの実施形式

多くの事業者からの提案を受け、より良い事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4 公募型プロポーザルの採用理由

業務遂行に当たっては、業務コストも含め、業務実績、効率性、企画力等を勘案し、総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約交渉権者を決定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

なお、本プロポーザルは業務が多岐に渡ることから、多様な事業者の参加を募ることを目的として、共同企業体の参加も認めるものとする。共同企業体の場合はそのすべての構成員が次に掲げる事項を満たすものでなければならない。また、共同企業体の構成員は、本提案にあたり同時に2以上の共同企業体の構成員となること、及び単体企業として提案することはできないものとする。

- (1) 大館市有資格業者登録名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加表明書提出の際に、次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加できる。
 - ① 登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書(法人)
 - ② 身分証明書(個人)
 - ③ 財務諸表等(法人及び個人)
 - ④ 許認可証等(法人及び個人)
 - ⑤ 法人にあっては、直近年度の国税(法人税と消費税及び地方消費税)、地方税(法人住民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - ⑥ 個人にあっては、直近年度の国税(申告所得税と消費税及び地方消費税)、地方税(個人住民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
- (2) 公告日現在から候補者特定の日まで、大館市指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。また、大館市指名停止要綱の運用基準による指名停止要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税について滞納がないこと。
- (6) 大館市暴力団排除条例(平成23年12月27日条例第34号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 直近3年間において、同種又は類似業務を行った実績を有すること。

6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり

№	内 容	期 日 等
1	公募開始（公告日）	令和 8 年10月2日（金）
2	質問書提出期限	令和 8 年10月9日（金）午後 4 時必着
3	質問書回答期限	令和 8 年10月14日（水）
4	参加表明書類提出期限	令和 8 年10月16日（金）午後 4 時必着
5	参加資格確認結果通知	令和 8 年10月20日（火）
6	辞退届の提出期限	令和 8 年10月23日（金）午後 4 時必着
7	企画提案書等提出期限	令和 8 年10月30日（金）午後 4 時必着
8	一次審査（書類審査）結果通知	令和 8 年11月 4 日（水）
9	二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年11月12日（木）
10	審査結果通知	令和 8 年11月中旬
11	契約締結	令和 8 年11月中旬
12	業務開始	令和 8 年11月中旬

7 実施要領等の公開

令和 8 年10月2日（金）から大館市ホームページにおいて公開

8 参加申込

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式 1） 原本 1 部
- ② 誓約書（様式 2） 原本 1 部
- ③ 会社概要（様式 3） 原本 1 部
- ④ 業務実績調書（様式 4） 原本 1 部

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと

- ⑤ 共同企業体届出書（様式 6）
- ⑥ 共同企業体協定書（様式 7）
- ⑦ 委任状（様式 8）

※【注意】共同企業体で応募する場合は提出書類のうち③、④の書類について共同企業体を構成する各事業者分を提出すること

（2）提出期限 令和 8 年10月16日（金）午後 4 時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜、日曜日及び祝日を除く）。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出場所 大館市教育委員会学校教育課（大館市田代総合庁舎 2階）

(5) 参加資格の確認結果について

参加資格確認結果については、令和8年10月20日（火）に電子メールで結果を速報し、かつ、書面で通知する。

9 質問書の提出及び回答

質問書の提出は、電子メールによるものとする。

(1) 提出様式 質問書（様式5）

(2) 提出先 大館市教育委員会学校教育課

メールアドレス：gakuji@city.odate.lg.jp

(3) 件 名 【質問】大館市複式学級A I アプリ導入事業（提案者名）

(4) 提出期限 令和8年10月9日（金）午後4時必着

(5) 回答方法 提出された質問に対する回答は一括して回答書に取りまとめ、令和8年10月14日（水）までに参加申し込みをした事業者すべてに電子メールで送信する。

なお、質問書を提出した事業者への回答は、個別には行わない。

また、回答に対する再質問は、受け付けしない。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1提案に限るものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式9）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務スケジュール表（任意様式）

エ 業務実施体制（任意様式）

オ 企画提案見積書（様式10）

カ 財務諸表（任意様式）

キ 会社等概要

※提出書類の作成に当たっては、別紙「大館市複式学級A I アプリ導入事業
提出書類作成要領」に従って作成すること

(2) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

PDFデータ一式(正本と同じもの)CD-ROM1枚

(3) 提出期限 令和8年10月30日(金)午後4時必着

(4) 提出場所 大館市教育委員会学校教育課(大館市田代総合庁舎2階)

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする(土曜、日曜日及び祝日を除く)。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

11 審査

本プロポーザルについては、大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が別に定める「大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル審査要領」に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

なお、一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション)ともに、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

(1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を審査委員会事務局が審査し、上位5者までを二次審査の対象とする。ただし、参加事業者が5者以下であった場合は、一次審査を省略する。

その結果については、令和8年11月4日(水)に電子メールで結果を速報し、かつ、書面で通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

① 審査委員会の設置

最優秀提案者等の選定に係る評価は、「大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル審査委員会設置要領」に定める審査委員会が行うものとする。

② 審査方法及び評価基準

「大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル審査要領」による。

※ 審査の結果、評価点の合計点が6割以上の者から最優秀提案者及

び優秀提案者を選定する

※ 合計点が同点の場合は、企画提案内容の点数の高い者を上位とする

12 プレゼンテーションについて

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時・場所

令和8年11月12日（木） 大館市役所本庁舎4階 会議室（予定）

（詳細については、参加資格要件確認結果通知の際に通知する）

(2) プレゼンテーション時間

時間の内訳は準備5分程度、説明20分程度、質疑応答10分程度とする。

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は2名以内とする。

(4) その他

① プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差し替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。

② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意したものを使用することができる。

③ 市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

④ 事業者が通知された時間までに参集しなかった場合には、二次審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。

⑤ 提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正・差し替えは認めない。

13 審査結果の通知及び公表

二次審査結果は書面により企画提案者すべてに通知するとともに、ホームページで公表する。

公表する内容については、次のとおりとする。ただし、最優秀提案者とならなかった二次審査に参加した事業者（以下「非選定者」という。）については得点のみ公表するものとし、その名称、所在地及び代表者名は公表しない。

(1) 企画提案書を提出した事業者の件数

- (2) 最優秀提案者の名称、所在地及び代表者名
- (3) 評価項目、配点及び最優秀提案者並びに非選定者の得点

なお、審査の経緯や経過等に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

14 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 資格参加の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案見積が業務料率上限を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (7) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めたとき

15 契約の方法

- (1) 審査委員会において選定された最優秀提案者を契約交渉権者とする。
- (2) 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約交渉権者と市が協議・調整を行った結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 契約交渉権者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとし、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約によって締結する。
- (4) 最優秀提案者が失格その他の理由により契約が不可能になった場合は、優秀提案者を契約交渉権者とする。
- (5) 大館市財務規則第144条第1項に関する運用基準の定めにより、契約保証金を免除する。

16 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、大館市教育委員会学校教育課へ辞退届（任意様式）を提出することとし、提出期限等は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年10月23日（金） 午後4時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜、日曜日及び祝日を除く）。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

17 その他

- （１）企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- （２）提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- （３）提出された書類等は返却しない。
- （４）提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて市から疑義の照会を行うことがある。
- （５）郵送等の事故については、市においていかなる責任も負わない。
- （６）提案者が１者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- （７）審査の結果、実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。
- （８）審査の経緯や経過等に関する問い合わせには一切応じない。
- （９）審査結果についての異議申し立て並びに問い合わせには、一切応じない。
- （１０）やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を市に請求することはできない。
- （１１）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- （１２）市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

18 情報の開示

本案件のプロポーザルにおいて提出された企画提案書について、情報開示請求があった場合はこれを開示するものとする。

19 問い合わせ先

〒018-3595 大館市早口字上野43番地1

大館市教育委員会学校教育課

担当者 藤田

TEL：0186-43-7112 FAX：0186-54-6100

E-mail：gakuji@city.odate.lg.jp

様式 1

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

大館市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑥

(共同企業体の場合は代表事業者を記入)

事業名 大館市複式学級 A I アプリ導入事業

上記事業に係るプロポーザルに参加します。

様式 2

誓 約 書

令和 年 月 日

大館市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

(共同企業体の場合は代表事業者を記入)

私は、大館市複式学級 A I アプリ導入事業に係るプロポーザルに参加するに当たり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 大館市指名停止要綱による指名停止には該当しません。また、大館市指名停止要綱の運用基準による指名停止要件には該当しません。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しません。
- 3 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)や民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立て(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていません。
- 4 国税、都道府県税及び市区町村税について滞納はありません。
- 5 大館市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 27 日条例第 34 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

様式 3

会 社 概 要

会 社 名			
本社所在地			
委託先（支社・支 店・営業所・出張所 等）	名 称		
	所在地		
会社設立年月日			
資本金			
事業所数			
株式上場の有無		有り（ 上場）・なし	
社員数	技 術 系	名	
	事 務 系	名	
	合 計	名	
その他 （本市内に事業所がある 場合又は設置を予定す る場合は記載のこと）			

※令和 8 年 4 月 1 日時点で記入してください

※共同企業体の場合は、構成する事業者の会社概要をすべて提出してください

様式 4

商号又は名称

業務実績調書

本プロポーザル事業内容と同種又は類似する他自治体等との業務契約について、直近3年間の実績を記入してください。

【他自治体との実績】

令和6年3月末現在の契約自治体数	自治体
令和7年3月末現在の契約自治体数	自治体
令和8年3月末現在の契約自治体数	自治体

＜受託者が行った取り組みの内容＞

自治体名（※注1）	実施年度	実施内容

【自治体以外との類似業務の実績】

令和6年3月末現在の契約団体数	団体
令和7年3月末現在の契約団体数	団体
令和8年3月末現在の契約団体数	団体

＜類似業務の主な概要＞

団体名（※注1）	実施年度	実施内容

注1）公表できない場合は、自治体名及び団体名を伏せていただいて結構です

注2）記入欄が不足する場合は複写してください

様式 5

質 問 書

会社（法人名、共同企業体名） _____

代表者職氏名 _____

質 問 内 容	
担当者職氏名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

様式6

共同企業体届出書

令和 年 月 日

代表企業		企 業 名	
構 成 企 業	①	企 業 名	
		所 在 地	〒
		代表者名	フリガナ 氏 名 ⑩
	②	企 業 名	
		所 在 地	〒
		代表者名	フリガナ 氏 名 ⑩
	③	企 業 名	
		所 在 地	〒
		代表者名	フリガナ 氏 名 ⑩
	④	企 業 名	
		所 在 地	〒
		代表者名	フリガナ 氏 名 ⑩

※ 5社以上の共同企業体で申し込みをする場合は、この様式をコピーしてお使いください

共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 大館市が発注する大館市複式学級 A I アプリ導入事業（以下「業務」という。）の受託。
- (2) 前号に付帯する業務。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を「住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 会社名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は業務の契約履行のときまでとする。ただし、当該業務の請負契約履行後 3 カ月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。
- 3 当該業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務にかかる請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

第7条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営委員会で別に定めるものとする。

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の完成に当たるものとする。

第10条 各構成員は、当該業務の請負契約の履行及び下請契約、その他の当該業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して、当該業務を完成する。

- 17 -

第14条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名されは場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第13条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退し若しくは除名されは場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外1社は、上記のとおり〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各構成員記名押印の上、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ⑩

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ⑩

委 任 状

共同企業体の名称
所 在 地
代表者 商号又は名称
代表者職・氏名 ⑩

件 名	大館市複式学級 A I アプリ導入事業
-----	---------------------

上記業務のプロポーザルに参加するため、提案資格に基づき、共同企業体を結成し、貴市との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

共同企業体の代表者（受任者）	所 在 地 商号又は名称 職 ・ 氏 名 ⑩
共同企業体事務所所在地	
共同企業体の構成員（委任）及び分担業務	<代表構成員> 所 在 地 商 号 代表者職・氏名 ⑩ 分 担 業 務
	<その他の構成員> 所 在 地 商 号 代表者職・氏名 ⑩ 分 担 業 務
共同企業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該業務請負契約履行後、3 カ月を経過する日まで ただし、当企業体が上記業務の受注業者とならなかったときは、直ちに解散します。
委 任 事 項	1 プロポーザル、見積りに関する件 1 契約締結に関する件 1 契約金の請求受領に関する件

※共同企業体を結成してプロポーザル参加を申し込む場合は、この様式を使用してください

様式 9

企画提案書提出届

令和 年 月 日

大館市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑥

(共同企業体の場合は代表事業者を記入)

大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画提案書等を提出します。

1 事 業 名 大館市複式学級A I アプリ導入事業

2 添付書類 企画提案書（任意様式）
 業務スケジュール表（任意様式）
 業務実施体制（任意様式）
 企画提案見積書（様式 10）
 財務諸表（任意様式）
 会社概要等

様式10

企画提案見積書

令和 年 月 日

大館市長 様

所 在 地

称号又は名称

代表者職氏名

⑨

(共同企業体の場合は代表事業者を記入)

大館市複式学級A I アプリ導入事業プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり見積りします。

記

- 1 件名 大館市複式学級A I アプリ導入事業
- 2 企画提案見積 (消費税及び地方消費税を含まない)

金 _____ 円